

競技者・監督の皆様へ！

スタートルールが変更されます！

重要確認事

スタートルールに関する改正事項

1 改正の理由

- (1) 2020年東京オリンピックに向けて国際ルールを適用していくことが必要である。
- (2) 不正スタート1回で失格、2回目以降誰でも失格では運用の仕方が異なること。
- (3) 国内に海外の競技者を招いての競技会が増えてきたこと。
- (4) 日本の競技者が海外競技会に派遣されることが増えてきたこと。

2 改正の変更点

- (1) 全ての競技会で混成競技を除き、1回の不正スタートで失格となる。
- (2) 従来の号砲前の局所的な動き等、第162条5項(d)(e)(f)による黄／黒カードによる警告はグリーンカードによる注意とし、黄／黒カードによる警告を廃止とする。
- (3) 黄／黒カードは、混成競技での1回目の不正スタート時のみ使用となる。

上記の1・2は、2015年度全国競技運営責任者会議資料より

国内の全ての競技会で、国際ルールを適用していくという趣旨のもと、スタートルールが2016年度より国際ルールに統一され、混成競技を除き1回の不正スタートで失格となります。スタートルール改正に伴う対処手順について、2015年度までの「注意」「警告」「失格」の競技者への告知手順が変更されます。

スタートルールに関する改正事項の詳細

1 不正スタートについて(第162条7項)

7.〔国内〕 1 混成競技と道路競走および駅伝競走を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。混成競技と道路競走および駅伝競走においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。

〔参照 第200条8(c)〕

2 本連盟が主催、共催する競技会以外では、本規程を準用することが望ましいが、混成競技、道路競走および駅伝競走を除いた種目においては主催者の判断で、各レースでの不正スタートは1回のみとしその後に不正スタートした競技者はすべて失格とする規則を適用することができる。

〔国際〕混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。

混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。

—2015年度版 ルールブック—

2016年度から、第162条7項の不正スタートは、上記の「朱書き」部分が削除され、黒字の〔国際〕文章を適用する。

7. 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。
混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。

〔参照 混成競技は第200条8(c)〕

2 「注意」・「警告」・「失格」時の告知手順について

第162条5項、スタート時における不適切行為について、新たな判定基準と対処が示され、2016年度より全ての競技会において適用される。

- (1) 2015年度までの第162条5項(d)速やかに最終のスタート体勢に構えない、(e)最終のスタート体勢で静止しない、(f)一旦静止した後で動く(局所的な一瞬の動きを含む)での黄／黒カードによる警告は廃止となり、2016年度からはグリーンカードによる注意とする。
- (2) 第162条5項(a)「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がったたりした場合〔理由の正当性は審判長によって判断される〕、(b)「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」合図に従わない、あるいは速やかに最終の用意の位置にできなかったとスターターが判断したとき、(c)「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図後、音声その他の方法で、他の競技者の妨害をしたときによる警告(2010年度より適用規則)・(審判長は第125条5項ならびに第145条2項に従い不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる)は、イエローカードにて警告とし、同一競技者が2回目の警告(セカンドイエローカード)を受けた場合は失格となり、その競技会にて出場予定の他種目についても出場出来なくなる。審判長による判定とするが、状況によっては権限を委譲されたスターターが対処してもよい。

〔第125条5項〕 審判長は不適当な行為をした競技者に警告を与えたり、当該競技から除外したりする権限を持つ。

〔第145条2項〕 もし競技者が、競技者にあるまじき行為、下品な行為によりある種目で失格させられれば、その理由が公式に記録される。もし競技者がある種目で第125条5に定めるスポーツマンにあるまじき行為あるいは不適当な行為、あるいは第162条5により2度目の警告を受けた場合は失格となる。もし、2度目の警告が違う種目で行われた場合は2度目の種目で失格となる。そして、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。競技者にあるまじき行為、下品な行為による失格は、混成競技における個々の種目を含めてその競技会における以後のすべての種目からの除外が審判長により宣告される。

(3) 「注意」・「警告」・「不正スタート」による失格時の告知手順について

告知は、対象競技者の前に立ちカードを提示する。

- ① 注意(従来の号砲直前のピクツや微妙な動き) ⇒ グリーンカード 
対象競技者にカードを提示後、全員に対しても提示する。

② 不正スタートでの失格 ⇒ 赤／黒カード 

③ 混成競技の1回目の不正スタートでの警告 ⇒ 黄／黒カード 
対象競技者の前に立ち、黄／黒カードを提示後、全員に対しても提示する。

④ 上記の②③については、レーンナンバー標識にも、②＝赤、③＝黄を表示する。



注意を告知
する表示板

混成競技1回目の不正
スタートに対する表示板

不正スタートで失格
を告知する表示板

(4)「注意」グリーンカードについて

同一競技者に対して、グリーンカードによる注意が多発した場合は、審判長(あるいは権限を委譲されたスターター)がその状況等により、イエローカードによる警告を与えてもよい。

(5)第162条5項(a)(b)(c)による警告・失格の告知手順について

告知は、対象競技者の前に立ちカードを提示する。

① 1回目の警告 ⇒ イエローカード 

② 2回目の警告・失格 ⇒ イエローカード  ⇒ レッドカード 

③ 警告なしでの失格 ⇒ レッドカード 

④ レーンナンバー標識への表示は行わない。

⑤ 該当競技者へのカード提示した後、他競技者にはグリーンカードを提示する。 



警告を告知
する表示板

失格を告知
する表示板

【高知県内の公認競技会について】

NPO法人高知陸上競技協会主催大会
各地区陸上競技協会主催大会

〔但し小学生大会は、従来どおりの1人2回目失格で行う〕

高知県中学校体育連盟主催大会
高知県高等学校体育連盟主催大会

2016年度より、上記のスタートルールを適用する